

## ひょうご楽市楽座 開催概要



大阪・関西万博の期間中に設置される「尼崎万博P&R駐車場」の利用者を主な対象として、その隣接地で、兵庫五国の魅力発信による交流人口の拡大を目的とするひょうご楽市楽座を開催する。

### ■開催日時

【期間】2025年（R7年）4月13日（日）～10月12日（日）のうち  
8月16日（土）、17日（日）、23日（土）、24日（日）の4日間

【日時】16:00～21:00

### ■開催場所

兵庫県尼崎市船出 尼崎フェニックス事業用地

→①尼崎万博P&R駐車場（3,000台収容）の隣接地（**要事前予約／有料**）

→②楽市楽座来場者駐車場（300台収容）も隣接（**予約不要／無料**）

※以降、②は楽楽駐車場と呼称

### ■誘客見込

尼崎P&R駐車場利用客及び一般来場者で、1日あたり3,000～5,000名

### ■入場料

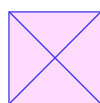
ひょうご楽市楽座の会場、楽楽駐車場ともに無料。

※尼崎P&R駐車場の利用は完全予約制＋有料

### 会場周辺略図



### 会場レイアウト (0905想定)



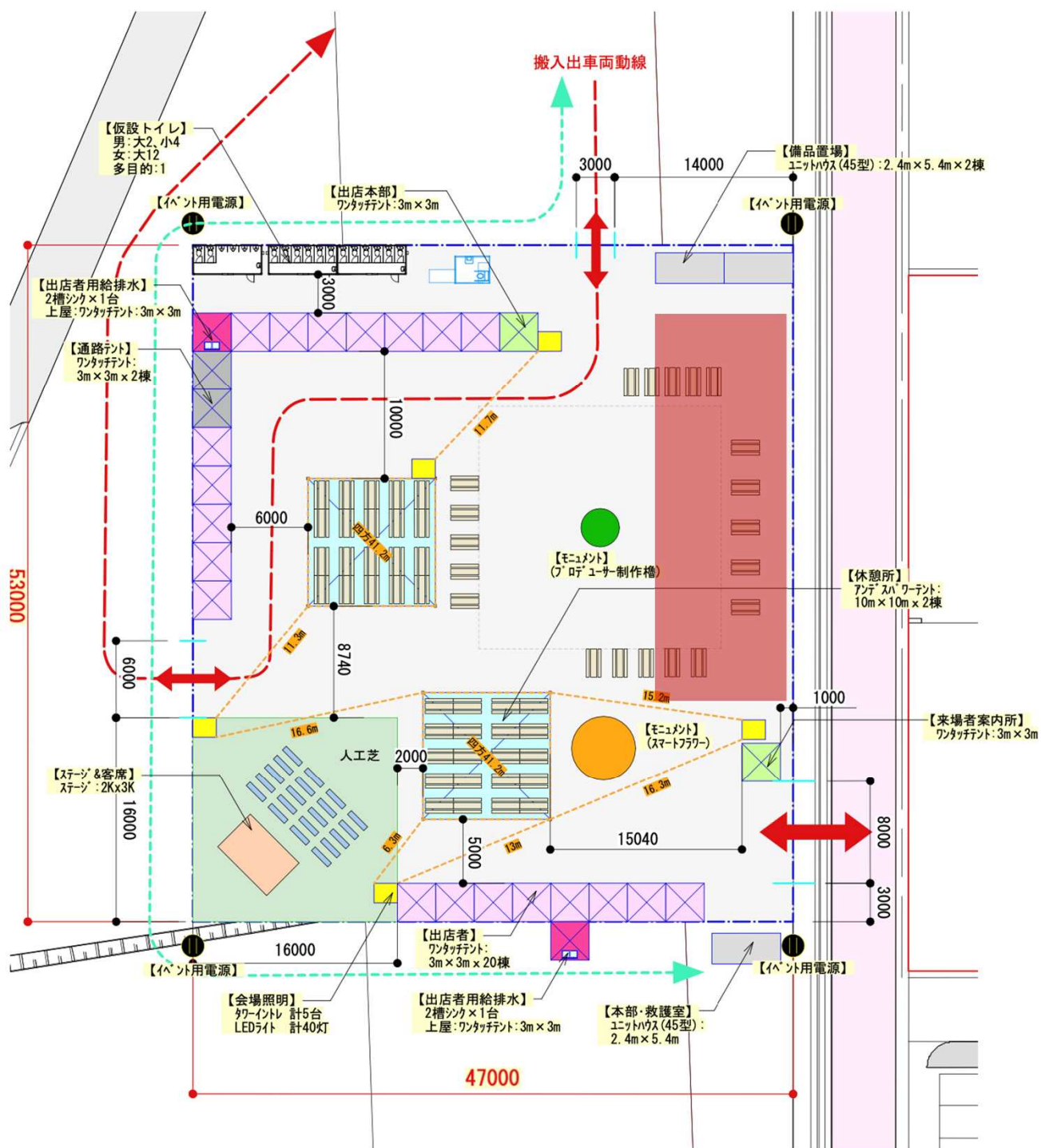
出店ブース (全20張)



キッチンカー出店想定エリア  
約10m × 30m



客席 (8人掛けとして) 480席



## 全体概要

### ■出店・出演趣旨

全国からお越しになる大阪・関西万博の来場者や、一般来場者に向けて兵庫県内各地の特色を活かした販売や体験・PRを行うことで、兵庫五国の魅力を発信し、催事終了後も見越した来訪動機を創出させ、交流人口の拡大を図る。

加えて、兵庫県内各地の魅力をお楽しみいただくことで、地域ブランドの確立を目指すとともに、大阪・関西万博参加前後の時間帯において、全ての来場者の皆様に楽しくお過ごしいただけるよう催事会場の活気創出を行う。

### ■出店・出演内容

#### ◆飲食販売／地元食材等を使ったフード・ドリンクメニューの提供

【A-1】 ブース出店

【A-2】 キッチンカー出店

#### ◆飲食販売を伴わない地域のPR

【B-1】 販売あり（特産品・工芸品の販売、ワークショップ等の体験プログラムの実施）

【B-2】 販売なし（パンフレット配布・パネル展示・映像放映等）

### <<補足事項>>

催事会場で楽しんでいただくだけでなく、催事期間外に各地域を訪れてもらうことも目的としているため、各地域や販売物・体験内容の情報をブースにて積極的に広報し、来場者に兵庫の各地域について、少しでも知っていただくため、各ブースを盛り上げていただくようお願いします。

## 出店概要 ① ※出店形態【A・B】共通

## ■出店ブース（会場内に全20ブース）

## 【ブース振分】

- ◇県民局・県民センター：15ブース
- ◇尼崎市：5ブース

## 【ブース詳細】

- ◇ブース種類：テントブース（右図参照）
- ◇ブースサイズ：W3000×D3000×H2250（有効軒高）
- ◇ブース備品

## →主催者手配となる基礎備品

## ・テントウエイト

- 砂袋タイプ（1つ当たり15kg／8個）
- テントの足に紐で結び付けて設置

## ・ブース照明

- LEDランタン照明 1灯（6000lm）
- テントの骨組みに引っ掛けて設置

## ・ブース電源

- 総電気容量2.8kw迄：コンセント2口
- ※各コンセント1.4kw迄
- ブース裏に設置するコンセントに延長コードを差し込んで自ブースまで引き込んで使用

## ・テーブル

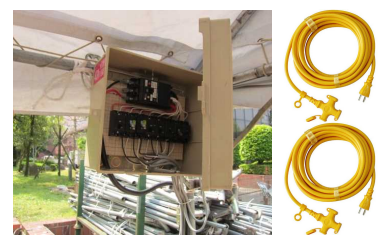
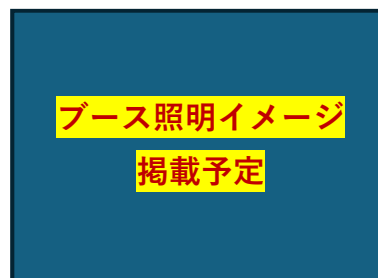
- W1800×D600×H700 3卓

## ・イス

- パイプイス 2脚

## ・消火器

- 1本（火器使用ブースに対して貸出）



上記、基礎備品以外の備品については、全てお持ち込みください。

テーブルやイスなどの「数量追加」及び「備品注文」を希望される場合は個別に対応いたします。

## 出店概要 ② ※出店形態【A・B】共通

## ■キッチンカーによる出店

テントブース以外にもキッチンカー（移動販売車）での出店も可能です。

- ・キッチンカーでの出店がある場合は、ブース位置ではなくP3のレイアウトに記載している「キッチンカー出店想定エリア」での出店となります。  
→エリアに入りきらない台数のキッチンカーの出店が想定される場合は協議の上、出店場所を決定します。
- ・車両サイズに制限はございませんが、車両位置をレイアウトする都合上、事前に車両サイズをお知らせください。  
→【A-2】キッチンカー出店申込書に記載欄を設けています。
- ・尼崎市の自動車営業許可証の取得が必要です。  
取得済みの場合は、営業許可証の写しを提出し、未取得の場合は尼崎市保健所へ申請し、取得後に営業許可証の写しを提出してください。
- ・使用する車両は違法な改造をされていない車両に限ります。  
→【A-2】キッチンカー出店申込書と合わせて「車検証」と「誓約書」をご提出ください。

## ■出店に係る経費

【出店料】無料

【光熱費】無料（電気代・水道代を主催者が負担）

【交通費】自己負担 ※別途、交通費相当額として定額（金額別途）を支給します。

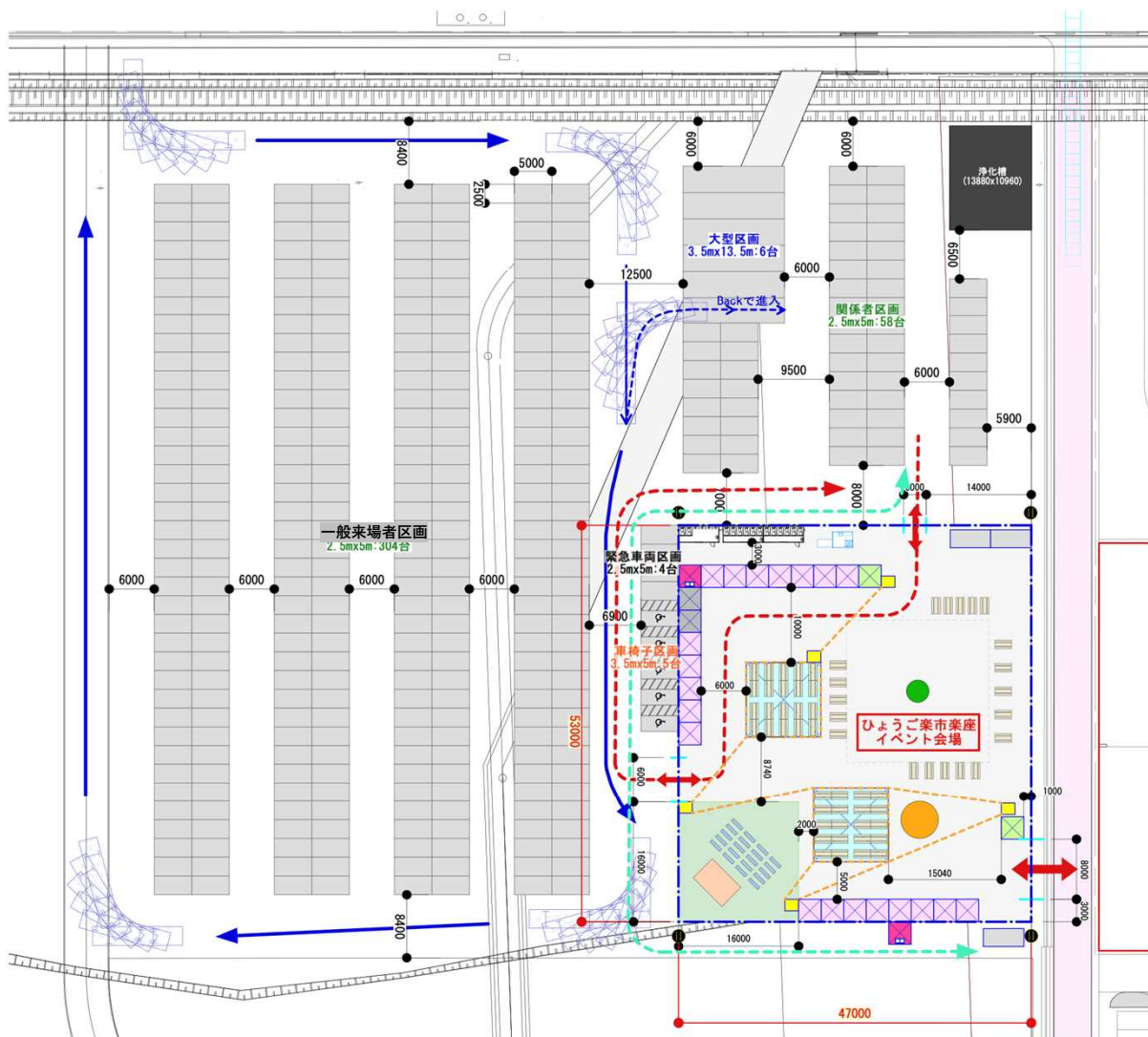
【申請費】尼崎市自動車営業許可 ¥16,000（【A-2】キッチンカー出店の場合）

→許可証をお持ちの場合は不要

※尼崎市の「露店営業許可証」については、運営事業者より一括申請を行いますので、出店者からの申請の必要はありません。

※出店に必要なその他の資材・物品等については原則各自で用意してください。  
テーブルやイスなどの「数量追加」及び「備品注文」を希望される場合は個別に対応いたします。

出店概要 ③ ※出店形態【A・B】共通



■ 出店者駐車場

楽楽駐車場の一部を出店者専用駐車場として利用可

- ・ 利用可能時間 13:00～22:15 (予定)

■ 出店時間および搬入出時間

【出店時間】

- ・ 実施期間共通：16:00～21:00

【搬入出時間】

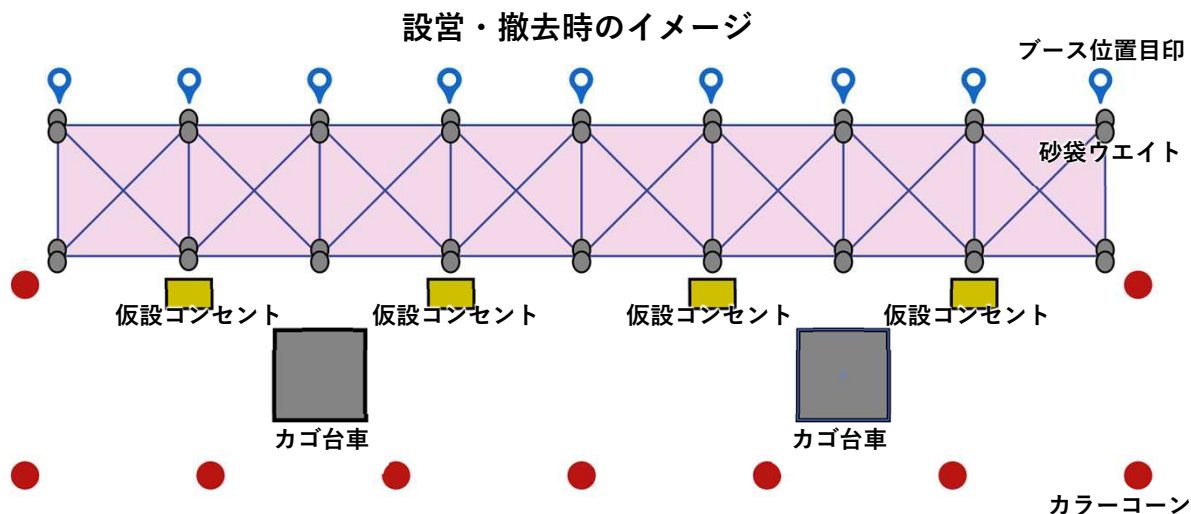
- ・ 実施期間共通：搬入 13:00～16:00 (会場内への車両乗り入れは15:20まで)  
搬出 21:00～22:15

※搬出時間は21:00に閉店後、会場内から来場者が退場次第作業開始  
22:30には会場完全閉場

## 出店概要 ④ ※出店形態【A・B】共通

## ■ブースの設営・撤去について

半年間に渡る開催となるため、出店テントを常設しておくことができませんので、出店ブースは出店事業者にて設営及び撤去をいただきます。



## 【ブーステント・テーブル・イス】

「設営」ブース設置位置の裏側スペースまで、運営事業者がカゴ台車に入れて運搬しますので、カゴ台車から自ブースまで運搬いただき設営してください。

「撤去」運営事業者が設営時と同じ位置までカゴ台車を設置しますので、カゴ台車までご返却ください。

## 【砂袋ウェイト】

「設営」ブースを設置する位置に常時置いておきますので、紐で結びつけてテント足に設置してください。

「撤去」紐を解いて地面に置いてください。

## 【ブース電源】

「設営」ブース裏に仮設コンセントを設置しますので、お渡しする延長コードをコンセントに差し込み、自ブースまで電源をお引きください。

「撤去」電気機器を取り外し、コンセントから抜いて延長コードを返却ください。

## 【ブース照明】

「設営」上記延長コード等と一緒にLEDランタンをお渡ししますので、ブース内側の骨組みに適宜設置して使用ください。

「撤去」ブースの骨組みから取り外し、返却ください。

※運搬等に使用する「台車」の貸出は行いませんので、必要に応じてご準備ください。

## 出店概要 ⑤ ※出店形態【A・B】共通

## ■ブースの設営・撤去に関する注意事項

## 【設営時】

- ・ **会場の地面は砂利敷き**ですので、備品等を地面に設置される際はご注意ください。また、海沿いであることから営業中も海風による影響があるものと想定されます。備品を設置する場合は、**ウエイトを設置するなどの風対策**を行ってください。
- ・ ブーステントの設置位置がわかるよう、**地面に目印（詳細検討中）を打ちますので、目印に沿って設営**してください。  
→砂袋ウエイトがその場に残るので大まかな位置はわかると思いますが、間に挟まるブース間口を確保するため、必ず目印を基準に設営ください。
- ・ 出店スペースに備品等が置いてある状態ではテントブースの設営が難しくなりますので、可能な限り**テントブースを設営し、砂袋ウエイトを設置してテントが飛ばない状態にしてから、備品の搬入**をしてください。  
→場内に、出店事業者車両が通行するための通路を確保する必要があるため、可能な限り自ブース周辺での作業をお願いします。
- ・ コンセントに接続する延長コードは、テントの骨組みに引っ掛けておくなど、**直接地面に置かない**ようにしてください。  
→雨天時の水溜まりや、手洗い時の水がかかってしまった際の漏電を防ぐため。

## 【撤去時】

- ・ 土曜日の営業終了後、基本的にはブーステントの撤去は必要ありませんが、**強風が想定される場合にはテントを撤去いただく可能性があります**。  
→主催者と運営業者で協議のうえ決定します。
- ・ **土日で同一ブース内の出店者が入れ替わる場合は**、下記の通り対応ください。  
「基本フロー」  
土曜日の営業終了後、ブーステント撤去作業はせず、次出店事業者へ引き継ぎ。  
「イレギュラー」  
土曜日の営業終了後、強風対策としてブーステント撤去作業を行うと判断した場合は、撤去作業を行い、次出店事業者が日曜日の朝にブーステントを設営。
- ・ 搬出作業中もLEDランタン照明を使用いただけますが、テント撤去時には取り外す必要がありますので、周辺に十分注意して作業をしてください。  
→**会場内にはブース位置を照らすための照明も設置**されています。



出店概要 ⑥ ※出店形態【A・B】共通

土曜日の出店

催事中止  
判断

- ①台風接近時やその他の要因で【出店前日】に翌日の中止が決定した場合  
前日の【17:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知
- ②台風接近時やその他の要因で【出店当日】に中止が決定した場合  
当日の【9:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知

搬入・設営  
開始

- 搬入可能時間【13:00～16:00】** ※13:00～15:20までは会場内に車両乗り入れ可
- ※楽楽駐車場は12:00に開門します
  - ※イベント会場からは15:20までに車両を出庫してください
  - ※営業時間中はイベント会場内に車両の乗り入れはできません  
→車両からの搬入及び車両への搬出が必要な場合は台車等を使用して手運びにて行ってください

**ブース設営（出店者が実施）**

- ・別途配布する「ブースレイアウト」と「会場内の目印」にて位置を確認
- ・別途配布する「テント設営方法」に沿ってテントを設営

**備品等の搬入（出店者の持ち込み備品）**

- ・設営作業スペースが限られていることと、突風対策の観点から、できるだけテントブースを先に設営してから備品搬入を行ってください。

営業開始

**営業時間【16:00～21:00】** ※営業時間中の退店はできません

- ※出店概要書に記載されている各事項を順守して営業ください
- ※片付け作業は21:00前から行っても構いませんが、隣接するブース等へ迷惑とならないよう配慮してください。

**17:00時点で翌日の中止判断を実施**

営業終了  
搬出開始

**搬出可能時間【21:00～22:15】** ※来場者退出後に搬出作業開始

- ※イベント会場内の来場者退出を確認後、運業者にてゲートを開放します
- ※搬出時にイベント会場内に乗り入れ可能な車両は、1出店者あたり1台までとしますので、複数台の車両がある場合は入れ替えて作業してください

**翌日実施の場合**

- 持ち込み備品：適宜搬出
- 据え置き備品：ブルーシート等で梱包した状態でテント内に保管  
→警備員による夜間警備は行いません
- テントブース：足を縮めてウエイトを設置

**翌日中止の場合**

- 全ての備品：適宜搬出
- テントブース：ブース内備品の搬出終了後に撤去

土曜日

搬出作業終了後から翌日営業開始までの間に強風が吹いた場合、運業者の判断でブーステントを撤去する場合がありますので、据え置き備品はテントが無くなった時に中身が飛散しないよう、必ず厳重に梱包してください。

## 出店概要 ⑦ ※出店形態【A・B】共通

## 日曜日の出店

催事中止  
判断

- ①台風接近時やその他の要因で【出店前日】に翌日の中止が決定した場合  
前日の【17:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知
- ②台風接近時やその他の要因で【出店当日】に中止が決定した場合  
当日の【9:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知

搬入・設営  
開始

- 搬入可能時間【13:00～16:00】** ※13:00～15:20までは会場内に車両乗り入れ可
- ※楽楽駐車場は12:00に開門します
  - ※イベント会場からは15:20までに車両を出庫してください
  - ※営業時間中はイベント会場内に車両の乗り入れはできません  
→車両からの搬入及び車両への搬出が必要な場合は台車等を使用して  
手運びにて行ってください

土曜日が中止となった場合はテント設営から、  
テント設営済み時は搬入作業から開始ください

## ブース設営（出店者が実施）

- ・別途配布する「ブースレイアウト」と「会場内の目印」にて位置を確認
- ・別途配布する「テント設営方法」に沿ってテントを設営

## 備品等の搬入（出店者の持ち込み備品）

- ・設営作業スペースが限られていることと、突風対策の観点から、できるだけ  
テントブースを先に設営してから備品搬入を行ってください。

営業開始

## 営業時間【16:00～21:00】※営業時間中の退店はできません

- ※出店概要書に記載されている各事項を順守して営業ください
- ※片付け作業は21:00前から行っても構いませんが、隣接するブース等へ  
迷惑とならないよう配慮してください。

営業終了  
搬出開始

## 搬出可能時間【21:00～22:15】※来場者退出後に搬出作業開始

- ※イベント会場内の来場者退出を確認後、運営業者にてゲートを開放します
- ※搬出時にイベント会場内に乗り入れ可能な車両は、1出店者あたり1台まで  
としますので、複数台の車両がある場合は入れ替えて作業ください

全ての備品：適宜搬出

テントブース：ブース内備品の搬出終了後に撤去

土日  
共通

設営・撤去時に強風となっていた場合や、会場内が乗り入れ車両で混雑した場合、  
安全確保のために運営事業者からテントの設営撤去及び備品の搬入出作業について  
記載と異なる指示がある可能性があります。状況に応じて運営事業者の指示に  
従って作業をしてください

## 【A-1】 【A-2】 飲食出店について ①

## ■ 販売価格

販売価格に指定はありません。

現金販売時の釣り銭は出店者にてご準備ください。

現金以外の支払い方法を受け付ける場合、必要な機器等は出店者にてご準備ください。

## ■ 提供容器

容器等の指定はありません。

各自で保健所指導に準じた容器にて提供してください。

## ■ 提供数

提供準備数の下限等はありませんが、早い時間帯で売切とならないよう配慮ください。  
売切を理由とした開催時間中の退店はできません。

→途中退店により会場内の盛り上がりの減退を防ぐため

## ■ 酒類販売 ※原則提供可能とする前提で調整中

酒類の販売は可能。

試飲を含む酒類の提供は県警と協議中。

会場内での酒類を販売する場合は、出店事業者から所轄税務署へ申請してください。

※所轄税務署：尼崎市資産統括局 税務管理部 税務管理課  
兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館2階

必要となる「期限付き酒類小売業免許」は「酒類製造者」または「酒類販売業者」からでないと申請できないため、運営業者による代理申請はできません。

提出内容・許可証の写しなど必要に応じて運営事業者へ提出すること。

なお、飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底すること。

→県警とも協議し、会場内へ飲酒運転防止に関する掲示を行うなど全体での対応も実施します。

## ■ 出店条件について

- (1) 食品衛生法で定められている HACCP に沿った衛生管理を順守すること。
- (2) 事前に検便を実施し、健康管理を行うこと。
- (3) 暴力団との関わりがないこと。

## ▶ 【別紙】 「HACCPに沿った衛生管理」 について記載

※生産物賠償責任保険（PL保険）への加入は必須ではありませんが、有事発生時には個別対応としますので、任意で加入いただいても問題ございません。

## 【A-1】 【A-2】 飲食出店について ②

## ■食品販売時の注意

## 【提供不可食品】

以下の食品につきましては、尼崎市保健所より提供を避けるよう指導されています。原則として提供はおやめください。

※包装済みの市販品販売は除く

米飯類	おにぎり・各種寿司・チャーハン・ピラフ・弁当 等 ※カレーライスや牛丼、シチュー等については条件付きで提供可 →既成商品（レトルト等）を温めて提供する場合 等
調理パン	生野菜や加熱していない材料を使用するもの
生鮮食品	刺身・生野菜・果物・生卵 等
めん類	冷やし中華・冷やしうどん・ざるそば・冷麺・そうめん 等 ※提供直前に加熱しないもの
腐敗または変敗度の高い食品	生クリーム・カスタードクリーム・バタークリーム・牛乳 等
その他	もち類・フレッシュジュース・スムージー・ディッシュ式アイス 等

上記に準ずるメニュー及び食材の使用については

- ・保存方法
- ・調理方法
- ・加工方法

等に応じて、提供が可能となる場合がありますので、該当すると想定されるメニューについては一度、運営事業者がとりまとめを行い、尼崎市保健所と協議のうえで提供の可否判断を行います。

※キッチンカー出店の場合は営業許可証交付時に申請している品目のみ提供可

## ■ブース位置について

ブース位置に関する希望は受け付けません。  
主催者（県）が決定いたします。

## 【A-1】 【A-2】 飲食出店について ③

## ■食品の取り扱いについて

- ・従事者は常に手洗いを励行し、原材料や調理済食品の取扱い及び器具、容器などの保管にも衛生的に十分注意して行うこと。
- ・管理責任者を設置するなどの十分な管理体制を整え、食品を提供するまで適正な温度で、異物混入などの事故のないように保管すること。
- ・原材料の仕入れは、できる限り調理の直前になるよう計画的に行うこと。やむを得ず早めに仕入れる時は、調理まで冷蔵庫などで適切に保管すること。
- ・提供する食品は当日に現地で加熱処理するものとし、前日からの調理はしないこと。
- ・特に、食中毒の原因となりやすい食品の調理などは避けること。
- ・常時低温で保管を要する食品の使用は避けること。やむを得ず使用するときは、使用まで冷蔵保管し、十分に加熱調理すること。
- ・調理従事者等は、次に掲げる事項を遵守すること
  - (ア) 清潔な作業着を着用すること。
  - (イ) 爪を短く切り、作業前及び用便後は手指の洗浄消毒を行うこと。
  - (ウ) 体調不良および手指に創傷があるときは、食品取扱い作業に従事しないこと。
- ・食品（現場加工品以外）の販売については、アレルギー表示、消費期限等の記載された表示の貼付のある包装品を取り扱うこと。

なお、食品に関する苦情等があった場合は、速やかに運営業者に連絡してください。

## ■保健所からの指摘事項

- ・下処理（カット等）は、シンク等が整っている、衛生的な場所で行うこと。  
（現地では不可。）
- ・最後に中心温度が75℃以上の状態で1分以上加熱。  
できれば、ノロウイルスを殺菌できるよう中心温度が85℃以上の状態で90秒以上加熱。
- ・猪肉・鹿肉等のいわゆるジビエについては、食肉処理業の許可がある施設で捌かれたものを使用すること。  
（“捌かれた”とは、スーパーで売られている肉のような状態になっていること）
- ・ネギなどのトッピングについて上記のように最終加熱すること。

（あくまで保健所の指導のため強制力はないですが出店事業者の自己責任でお願いします。）

## ■貯水設備容量と排水容器について

会場内に出店者専用の2槽シンクを2台設置しますが、下記に従ってご利用下さい。

※シンク使用ルールは改めてお示しします。

## 【B-1】飲食販売を伴わない出店 ①

### 販売あり（特産品・工芸品の販売、ワークショップ等の体験プログラムの実施）

#### ■販売可能品目

農林水産物、加工食品、工芸品、その他の特産品。  
ただし、次に該当するものは販売できません。

- ・法令により販売を禁止されているもの。
- ・法令に抵触するもの、あるいは、その恐れがあるもの。
- ・食品表示法に基づく表示がされていないもの。
- ・消費者の安全を損なう恐れがあるもの。
- ・その他主催者が好ましくないと判断したもの。

#### ■食料品の販売

適切な営業許可のある施設で作られた包装済み食品で表示シールが貼られているものを販売してください。

→保管温度や消費・賞味期限、アレルギー等を記載

表示シール例

品質事項	名 称	焼菓子
	原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、ショートニング、加糖練乳、卵、食塩/膨張剤、乳化剤（大豆由来）、香料
衛生事項	内 容 量	100g
	賞味期限	2020年1月30日
	保存方法	要冷蔵（10℃以下）
	製 造 者	〇〇株式会社 兵庫県神戸市〇〇
	製 造 所	有限会社△△ 兵庫県神戸市〇〇

#### ■酒類販売

酒類の販売は可能。

試飲を含む酒類の提供は協議中。

会場内での酒類を販売する場合は、出店事業者から所轄税務署へ申請してください。

※所轄税務署：尼崎市資産統括局 税務管理部 税務管理課  
兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館2階

必要となる「期限付き酒類小売業免許」は「酒類製造者」または「酒類販売業者」からでないと申請できないため、運営業者による代理申請はできません。

提出内容・許可証の写しなど必要に応じて運営事業者へ提出すること。

なお、飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底すること。

→県警とも協議し、会場内へ飲酒運転防止に関する掲示を行うなど全体での対応も実施します。

#### ■工芸品や雑貨の販売について

輸出入・販売禁止品、引火性・爆発性または放射性危険物、工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物は出店物として認められません。

また、特定の人のみを対象にしたり、事前に販売対象者を限定したものの販売、著しく高額なものの販売、主として商品の受け渡しを行わない売買契約等はできません。

**【B-1】 飲食販売を伴わない出店 ①****販売あり（特産品・工芸品の販売、ワークショップ等の体験プログラムの実施）****■体験ワークショップについて**

- ・プログラム内容  
兵庫五国の魅力を体験いただけるプログラムにて実施ください。  
科学・工作・音楽・伝統工芸等、ジャンルは問いません。  
必ずしも成果品のあるワークショップ（ものづくり体験）である必要はありません。
- ・体験時間  
万博会場へのご移動前後に参加いただく形になるため、実施時間は1回あたり30分を上限とします。  
また、可能であれば作業途中で終了しなければならなくなった場合の、フォロー（持ち帰り）についても可能な限りご検討ください。
- ・ブース運営  
参加整理券等を配布して運営する場合、券の配布や呼び出し等は出店者にて実施してください。
- ・参加料金  
指定なし

**【B-2】 飲食販売を伴わない出店 ②****販売なし（パンフレット配布・パネル展示・映像放映 等）****■地域PRについて**

- ・観光パンフレットやポスター、パネル展示などをブース内で実施いただけます。
- ・販売を伴わない特産品の試食やサンプリング等を実施する場合は、商品の取り扱いに注意して行ってください。
- ・モニター等を持ち込んでの映像放映は、近隣ブースに影響が出ないよう音量に注意してください。

## 【A・B 共通】 出店全般

## ■ゴミ対応

- ・ゴミ処理について  
ブース内で生じたゴミは、出店者で持ち帰り、廃棄してください（廃油は回収想定）  
ダンボール・発泡スチロールなども必ずお持ち帰りください。会場内の来場者用ゴミ  
集積スポットに廃棄することはできません。

※会場に設置しているゴミ箱は来場者専用です。ブースで生じたゴミを絶対に捨てない  
てください。ゴミ袋は透明・半透明を使用ください。

缶	ビン	ペットボトル	可燃ごみ	
缶のみ	ビンのみ	ペットボトルのみ	プラ、発泡スチロール 容器等	生ゴミ、箸、紙など

## ■火気の使用

- ・テーブルの上で火気を使用する場合は、必ず耐火ボードを敷いてください。  
→テーブルが焼けたり焦げたりした場合は弁償となります。
- ・カセットコンロのボンベが加熱により、爆発するのを防ぐために以下の点に十分気をつ  
けてください。  
→カセットボンベ容器カバーを覆うような大きな調理器具を使用しないでください。  
→2台以上並べての使用はしないでください。
- ・炭を使用する場合は、絶対に使用後の炭は会場に廃棄しないでください。
- ・火気を利用する場合には所轄消防署への届出を行う必要があるため、提出方法・書類  
作成など必要に応じて運営事業者の指示に従ってください。

## ■LPガスの使用について

- ・ガスボンベは20kg以内とし、安全が確認された物を使用してください。
- ・ボンベの転倒を防ぐために、チェーンや紐などで固定してください。
- ・テント横幕付近での火気の使用は十分注意してください。
- ・開始時、終了時は、必ず火元の確認をしてください。
- ・火気機器は必ず固定してください。
- ・ガスボンベの運搬・設置及び撤去に際し、一般高圧ガス保安規則第50条を遵守し  
てください。

## ■発電機の持ち込みについて

- ・ブースへ供給する電源（2.8kw／コンセント2口）で足りない場合は、発電機を  
持ち込んで使用いただけます。  
→持ち込まれる場合は出店申込書に必要事項を記入してください  
→燃料等の取り扱いに関しては十分にご注意ください
- ・持ち込み発電機は、搬入開始から搬出終了までの間で使用ください。  
夜間を通じて稼働させることはできません。
- ・持ち込む発電機1台につき、必要な規格の消火器を1台持参ください。



**【A・B 共通】出店全般****■共同給排水**

※共同シンクの使用ルールは改めてお知らせします。

**■夜間保管****・夜間警備**

会場の夜間警備は行いません。

→会場エリアはフェンスと施錠可能なゲートで締め切りとなります。

**・夜間通電**

**ブース通電時間 13:00～21:30**

ブースへの夜間通電はありません。

冷蔵庫や保冷庫などの電気機器については夜間は使用できません。

→仮設コンセントに接続されている発電機は夜間運転いたしません。

**・冷蔵・冷凍商品の保管**

HACCPの管理基準に沿って、出店事業者で管理をお願いします。

**・その他の持ち込み物品**

- ・ブース内にて保管いただいて構いませんが、万一、紛失・盗難等の事故が発生した場合でも、主催者は一切責任を負いません。

※会場の夜間警備は行いません

- ・土曜日から日曜日の間にかけて、強風等によりブーステントの撤去が必要と判断した場合、テントブース内に備品等が保管してある状態であってもブーステントの撤去作業を行います。

ブース内に備品を保管される場合は、ブーステントがなくても中身が飛散しないよう、ブルーシート等で厳重に梱包してください。

**■トイレ**

会場内に設置しております仮設トイレを利用ください。

**【A・B 共通】 出店全般****■ ブース装飾**

ブース内の装飾作業が必要な場合は、各出店事業者にてお願いします。  
出店者名を記載したラミネート表記は、運営業者にて準備します。（A3サイズ：1枚）

- ・ のぼり、横断幕、追加看板の設置等  
※テント前に設置いただいても、構いません。ただし、通行を妨げず、隣接する出店事業者に迷惑のかからない範囲でお願いします。
- ・ 本イベントはPRしている現地に実際に訪れてもらうことも狙いとしております。市町や出店事業者のPRにつながるような展示・装飾を積極的にしていただきますようお願いします。
- ・ 会場内は強風が吹くおそれがあるため、のぼり等を設置する場合は、テントにくくりつけてください。  
※ただし、主催者側が危険だと判断した場合、強風時等に、一部もしくは全部の撤去を指示することがありますので、予めご了承ください。
- ・ 会場内とブース内に十分な照明を用意しております。電飾は控えてください。
- ・ 装飾作業は必ず各自ブース内で行い、他者のブース等の使用は禁止とします。
- ・ 作業中に生じたゴミは出店事業者の責任で必ず処理してください。

**【A・B 共通】 出店全般****■ その他注意事項**

- ・ 飲酒をしながらの販売は厳禁です。
- ・ 隣接ブースの営業に影響を及ぼすような、大量の煙や、強い臭いが発生する行為はお控えください。
- ・ 全ての出店事業者が露店営業許可を取得する必要が無くなるよう、運営事業者から一括申請する形で許可申請を行いますが、万が一食中毒等が発生した場合、原因となった出店事業者だけでなく、同区画内の全ての出店事業者の営業が一次中断されることとなりますので、衛生管理には十分ご注意ください。
- ・ 中止となった場合、主催者による出店保証（営業補償）は行いません。
- ・ 本イベントの広報を目的として公式ホームページ、公式SNS等に団体名(店名) SNSアカウント／紹介文等を掲載させていただく場合がございます。  
※掲載先は予定
- ・ 開催時間を告知していますので、商品が完売した場合でも、終了時間前に退店はしないで下さい。
- ・ 出店当日、広報を目的とした写真撮影を行い使用させていただく場合がございますのでご了承ください。
- ・ 迷惑行為やイベント趣旨に反した場合には、出店を即時お断りすることがありますので、主催者および運営者の指示には従ってください。
- ・ 過度の音量によるパフォーマンスや音響使用はご遠慮ください。
- ・ コピー商品（模造品）、薬物（麻薬類・違法商品）、医薬品、医薬部外品、ポルノ商品、契約商品（不動産・金融関連など）、無形財産などの物品販売はできません。
- ・ 政治・宗教の勧誘活動、募金、寄付活動はできません。
- ・ 騒音、悪臭、通行の妨げになるような行為はお控えください。
- ・ 本イベントの正常な運営に支障を生じる恐れがあると認められたものについては、主催者および運営者の判断にて販売制限または禁止とする場合があります。
- ・ 出店備品を含む貴重品は、各出店事業者にて管理ください。  
お預かり等はいたしません。